

新自由主義国家米国の刑罰化(1)

TANAKA, Kennosuke / 田中, 研之輔

(出版者 / Publisher)

法政大学キャリアデザイン学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Lifelong Learning and Career Studies / 法政大学キャリアデザイン学部紀要

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

2010-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007373>

新自由主義国家米国の刑罰化⁽¹⁾

法政大学キャリアデザイン学部専任講師 田中研之輔

犯罪行為が生まれるのは、周辺部においてではなく、たびかさなる追放状態の結果によってでもなく、それはますます緊密な組込み「非行性を社会の内部へと組込むこと」のせいであり、あいかわらずいっそう執拗な監視のせいであり、規律・訓練を旨とする各種の強制の累積によってである。—（中略）—監禁的なものは、規律・訓練をおこなう技術的権力を《合法化する》ように、処罰をおこなう法律的権力を《自然なものにする》⁽²⁾。

1. 「刑罰の激増」—新自由主義体制と刑罰政策の邂逅

米国社会が今日抱える社会問題として、刑務所、留置所、少年院、更生施設、移民収容施設等に収監されている人口の激増がある。刑務所関連に収監されている人口は、全世界的にみると900万人ほどであり、その2割を超える200万人以上の人口が米国で収監されている（デイヴィス、2008、5）。市場主義経済を貫徹させた新自由主義体制を推し進めた経済国家として知られる米国は、刑罰国家としての特性を強めてきている。

刑務所関連施設の収監人口は、1980年代以降、レーガン大統領が新自由主義政策を推し進める時代と併走するように激増している。この大量収監とともに、国家プロジェクトとして行われたのが、監獄建設であった。デイヴィスが指摘しているように、アメリカ最大の収監人口を抱えるカリフォルニア州では、100年以上をかけて9つの監獄が建設されてきたのに対して、1984年から89年の5年間の間に、新たに9つの監獄が開設された（デイヴィス、2008、5）。

それでは、なぜ、これほどまでに監獄建設が急激に展開してきたのか。この質問には、「不況の影響を受けにくく、また、公害も出さない新たな産業」(デイヴィス、2008、8)であるという地理学者のルース・ギルモアの言葉を用いて的確に返答できる。大量収監を制度的に支える監獄の建設それ自体が、新規産業として地域再生の一端を担い、また、建設後も監獄施設に勤務する従事者等を含めて、監獄・産業複合体〔Prison Industrial Complex〕を形成し、その後も、維持してきたのである。

監獄・産業複合体とは、「監獄関係者、多国籍企業、巨大メディア、看守組合、議会・裁判所などが相互に共生関係にある複合体」(デイヴィス、2008、115)である。それゆえに、監獄・産業複合体という概念について、「懲罰を個別の犯罪行為や『犯罪抑制』効果との関係で近視眼的に捉えるのではなくて、経済的・政治的構造やイデオロギーを考慮に入れて理解すべきである」(デイヴィス、2008、90)という指摘³⁾は、新自由主義国家体制の米国が刑罰化を推し進めていく過程に着目する本稿においても重要である。さらに、懲罰産業が、経済活動の周縁的存在なのではなく、世界第一の経済大国である米国の第3の巨大産業として拡大成長を続けている主要産業としてその中心性を確立させている。

ロイック・ヴァカンは、“Punishing the Poor : The New Government of Social Insecurity” (2008) の冒頭で、ここ数十年の先進諸国における新自由主義の支配的趨勢と刑罰政策との密接な結びつきを指摘している。とりわけ、次の6点①都市的な異質性への厳格な処罰、②厳罰体制への法改正と犯罪監視装置の配備、③メディアや専門家による都市不安へのデマゴーク、④都市周縁層のスティグマ化、⑤刑務所等矯正施設の民営化、⑥警察組織の拡大と強化 (Wacquant、2008、123-124)、の共通点がみられるという。

都市不安を専門家が煽り、一般市民がこれらの言説を受容し過熱化させ、とくに、都市部でみられる周縁層—若年失業者、路上生活者、ドラッグ中毒者、路上売春婦等を監視し、処罰していくという傾向が米国のみならず、先進諸国においてグローバルな社会動向として確認される。もちろん、都市部に浮遊する周縁層に対するスティグマ化は、とりわけ、新しい問題というわけでない。これから検討する新自由主義と刑罰政策の結びつきが、新たな都市問題に対応

すべく生じたことではないということをまず確認しておく必要がある。

懲罰産業が経済的な中心へと躍り出るのは、80年代以降から90年代後半にかけてであるが、その大きな動力源となったのが、第一に、資本主義のグローバル化と脱工業化にともなう膨大な剰余人口の福祉対象化に伴う「福祉改革」、第二に、国営サービスの民営化と株式会社化に代表される新自由主義路線の貫徹化、そして、第3に、ケーブル・テレビや、テレビニュース、ドキュメンタリーチャンネルにおける犯罪関連プログラムを通じた犯罪文化的なモーメントであった⁽⁴⁾。

2. 貧者の統制－福祉依存の形骸化

1970年代以降の米国の福祉政策からワークフェアへの政策転換は、政府の社会福祉部門の役割を減少化させ、刑罰・懲罰部門の役割の拡大をもたらした。この転換の背景には、アメリカの4つの特異な諸制度 [peculiar institution]、①奴隷制 (1619－1865)、②ジム・クロウ (南部、1865－1965)、③ゲットー (北部都市周縁部、1915－1968)、④ハイパー・ゲットー (1968－現在) の歴史的経緯が関連している。とくに、本稿で対象としている70年代以降の米国監獄収監人口の歴史的な激増については、下記表1にもあるように、たとえば、地方刑務所は、1975年の138800人から25年間に約4.5倍膨れ上がり、2000年には621149人が収監されている。連邦刑務所の収監人口は、1975年の240593人から約5.4倍し、2000年には1310710人が収監されている。

この刑罰国家化の道程には、60年代以降の①貧困撲滅戦争 (War on Poverty)、②犯罪撲滅戦争 (War on Crime)、③麻薬撲滅戦争 (War on Drugs)、④不法移民撲滅戦争 (War on Illegals)、⑤「テロ」撲滅戦争 (War on Ter-

Table 1.1 Growth of the carceral population of the United States, 1975-2000⁽⁵⁾

	1975	1980	1985	1990	1995	2000
County jails	138800	182288	256615	405320	507044	621149
Federal and state prisons	240593	315974	480568	739980	1078357	1310710
Total	379393	498262	737183	1145300	1585401	1931850
Growth index	100	131	194	302	418	509

62 法政大学キャリアデザイン学部紀要第7号

ror) といった国内政策が関連している。こうした国家キャンペーンが1) 貧困層の救済・社会福祉の再整備、2) 収監人口の激増・刑罰国家化、新自由主義体制の連動、3) 〈異質な他者〉の処罰化、4) 監獄化社会の生成とともに、その社会的帰結として刑罰施設収監人口を激増させてきたのである。

ウィリアム・ジェファーソン・クリントン政権下、1996年8月22日に成立した「個人責任及び就労機会調停法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996、以下、PRWORAと明記)」は、アメリカの「福祉」の支柱であった「要扶養児童家庭扶助 (Aid to Families with Dependent Children、以下、AFDCと明記)」を廃止し、新たに「貧困家庭一時扶助 (Temporary Assurances for Needy Families、以下、TANF) を創設した。1997年7月1日のTANF施行にともない、「就業機会と職業トレーニング (the Job Opportunities and Basic Skills Training (JOBS) program)」、 「the Emergency Assistance (EA) program」も廃止され、TANFに統合されることになった。

96年福祉改革法成立、とりわけ、TANFの設立をめぐるのは、まず、AFDC受給者の増加と変質があった(尾澤、「米国における96年福祉改革とその後」『レファレンス』2003)。AFDCの原型となるのが、1935年社会保障制度 (The Social Security Act of 1935) の設立時に創設された「要扶養児童家庭扶助 (Aid to Dependent Children、以下、ADCと明記)」で、施行初年度36年は53万人の受給者で、総額2100万ドルであったのに対して、1994年には、総額228億ドルまでに膨れ上がっていた(尾澤、2003、p.73)。なかでも、AFDC受給者の急激な増加をもたらした原因として知られているのが、「(welfare mother)」と呼ばれる婚外婚出産や離婚したシングルマザーたちを世帯主とする母子家庭であった。

AFDCの根本的な問題点としては、①就労を促進しないことと、②福祉受給への依存が挙げられた。一つ目の就労促進の方策として検討されたのが、1) 負の所得税 (Negative Income Tax) と、2) ワークフェア (workfare) であった。世帯所得が所得税の課税最低限を下回る場合に、その差額の一定割合を政府が負の所得税として給付するものである(尾澤、2003、75)。尾澤も指摘しているように、負の所得税は、ニクソン政権下の家族扶助計画 (Family

Assistance Plan) 法案でも提案されたが、実現には至らなかったが、その一方で、ワークフェアは、就業者か、就業に関連する諸活動に従事するものに扶助されるということで、その後、家族援助法にも取り入れられていった（尾澤、2003、75）。

1935年に設立された ADC から約60年にわたり施行されてきた AFDC プログラムが1996年の福祉改革法案の制定により廃止になった。TANF の目的は、①扶養児童の養育を可能にするための貧困家庭支援（*assisting needy families so that children can be cared for in their own homes*）、②就労準備、就労及び結婚の促進により、貧困世帯の政府依存からの脱却（*reducing the dependency of needy parents by promoting job preparation, work and marriage*）、③婚姻外妊娠の予防と減少させ、年間数値目標を確立すること（*preventing out-of-wedlock pregnancies*）、④両親のいる家庭の形成と維持を奨励すること（*encouraging the formation and maintenance of two-parent families.*）である⁽⁶⁾。

AFDC と比較して、TANF には、次のような5点の特徴がある（尾澤、2003）。第一に、法的権利としての受給権の否定にともなう受給期間限度の制定（通算60か月の受給、州政府による短縮と短期間の延長が認められる）、第二に、連邦政府から州政府への補助金の上限を定めた包括補助金、第三に、受給者への就労要請の強化と州政府への就労促進策への強力な要請、第四に、TANF 受給時の新生児への追加給付の拒否、第五に、州政府への TANF 包括補助金の配分・裁量権の拡大、である。このような特徴にみられるように、TANF は、クリントン政権下で繰り返し誇張された「従来型の福祉の終焉（*end welfare as we know it*）」を意味するものであり、「福祉から就労（*welfare to workfare*）」への抜本的な転換をもたらす原動力となった。

TANF を中核にした96年の福祉改革は、1）福祉受給者の激減、2）成人福祉受給者の雇用率の増大、3）福祉受給世帯の収入の増加、4）児童の貧困率の減少というように劇的な効果を発揮する一方で、1）低賃金就労、2）就労困難層（精神的な問題を抱える者、身体的に障害を抱える者、家庭内暴力や虐待を受けている者、英会話力不足の者など）の再生産、3）福祉受給者のうち、未就労で TANF も未受給者の問題、など深刻な状況も顕在化してきた（尾

64 法政大学キャリアデザイン学部紀要第7号

澤、2003、79－80)。特に、後者の点は看過できない問題である。96年福祉改革は、「改革」と呼ぶには相応しくなく、「反改革的な対策」であり、最も極貧環境下にいる子供たちの生活を扶助する権利を廃止させ、その代りに、子供たちの母親を一時的に非熟練・低賃金労働への就労義務を課することへと転化させるものであった（Wacquant、2009、78）。つまり、96年福祉改革とは、「貧困」を減少させるものではなくて、公的扶助を受ける世帯の「福祉への依存」を軽減するものであったのである（Wacquant、2009、80）。こうした刑罰体制の有効性についてヴァカンは、（１）インフォーマル経済への労働力流入の抑止、（２）見捨てられ人の強制収容、（３）刑罰部門に関する日常生活領域での国家的役割の再強化にあると指摘する。

3. 新自由主義国家の刑罰論的転回：社会的排除から処罰へ

さて次に、新自由主義と社会的排除の関係性、ならびに、新自由主義国家の刑罰論的転回について検討を加えることにしたい。ここで新自由主義国家の刑罰論的転回とは、単に経済的貧窮層の社会的排除ではなく、社会権利的・社会存在的に深刻な状況におかれている＜脆弱な貧者＞を処罰していく＜監視社会から監獄化社会＞への社会的変化を先導する国家の刑罰志向への転回をさし、強力な実践的効力を持つものである。

“Punishing the Poor”でヴァカンが論じる刑罰国家論の意義は、デヴィッド・ハーヴェイの新自由主義国家論とジョック・ヤングの排除型社会論とともに乗り越える視座を提示しているところにある。1970年代後半以降、資本蓄積のための新たな市場開拓を狙った共有財産の民営化、公共部門（公益事業・公営住宅等）の規制緩和、社会福祉事業からの国家の撤退、といった現象に代表される新自由主義レジームが、グローバルな資本主義の論理に適合する支配的な言説様式として瞬く間に大多数の国家の政治・経済システムを凌駕していった⁽⁷⁾。経路・形態・強度には偏差があるものの新自由主義国家政策は、英国や米国にとどまらず、社会民主主義的福祉国家として存立していたニュージーランドやスウェーデン、アパルトヘイト体制崩壊後の南アフリカ共和国や中国においても受け入れられることになった。というのも、新自由主義は、第一に、地理的不均等発展の度合いがより激しく不安定になるなか、ある地域・都市・

国家が、他の地域を犠牲にして目覚ましい発展を遂げたこと、第二に、実際のプロセスとしての上層階級の観点からは多大な利益をもたらしてきた（ハーヴェイ、同上、219）ことからグローバルな状況で賞賛されてきたからである。

国家は、ひとたび新自由主義化すると「上層階級から下層階級への「埋め込まれた自由主義」時代の流れを逆転させるような再分配政策の主要な担い手」（ハーヴェイ、同上、228）となり、「低賃金使い捨て労働者」、「不安定労働者」、「失業者」を多量に生み出し、社会階層の底辺に位置する人々の労働環境・条件を悪化させる。1980年代から90年代にかけて、新自由主義の弊害は、労働市場の再編－分割による多量な失業者を構造的に生み出していくという社会的排除を社会問題化した。こうして新自由主義体制が加速させた現代社会の構造的・経済的変化の結果生み出された従来の社会保障制度では対応できない社会層に対して、イギリス・フランスでは、「社会的排除」論、米国では、「社会的周縁層」という概念を用いて検討が加えられてきた。欧米において社会的歴史的文脈は異なるものの、それぞれ別の概念でもって、同時代的に「新たな社会的不平等」が問題視されている経緯は注目値する。

社会的排除の概念は、1980年代にフランス、90年代初期以降にはイギリスで用いられるようになり、野宿生活者、シングルマザー、単身高齢生活者、若年失業層にアプローチし、従来の「労働からの排除」ではなく、「労働の現場の手前あるいは外部での生活を強いられる社会からの排除」に着目し、とくに、社会的排除を生み出すプロセスに着目した。わが国においても、岩田・西澤らが、野宿者・単身女性親世帯・外国人労働者ら〈貧者〉の社会的排除の問題に取り組んできた⁽⁸⁾。いわば、「新たな貧困層」を生み出す社会的メカニズムの過程を捉えることに社会的排除論は用いられてきた。社会的排除論は、当事者の生活世界をとりまく巧みな排除のプロセスを可視化するのに有効な視点を提起した。社会的排除論は、「新たな貧困層・周縁層」が工業化からポスト工業化社会への移行にともなう産業構造・就職機会構造の変化によって生み出されてきたことを前提にしているといえる。

ジョック・ヤングは、この変化を、同化と結合を基調とする社会から、分離と排除を基調とする社会への移行であり、「包摂型社会から排除型社会」⁽⁹⁾への移行期であったと分析している。この包摂型社会から排除型社会への移行に

は、①労働市場の解体がともない、それにより②相対的剥奪感が先鋭化される。さらに、ヤングは、カリーを引用しながら、市場の力が労働市場の変容だけでなく、③新たなライフスタイルからなる消費型世界を作り出し、個人主義を社会全体に浸透化されることと、犯罪が結びついていることを指摘する。この指摘は、新自由主義国家は、持たざる者達の労働機会・条件・環境の劣悪化のみならず、彼らの生活のリズムを解体し、「生活の破壊」をもたらすというピエール・ブルデューの警鐘にも通じるものである⁽¹⁰⁾。

米国では、社会的周縁層は、貧困地区での長期失業や低所得者層など古くからその社会的存在が問題視されてきた。1970年代以降の米国貧困地区での製造業の衰退とサービス産業の隆盛という産業構造の急激な変化に対応しきれない社会層が、従来の社会上昇の機会を奪われる形でより深刻な階層分化の底辺層を形成し、社会的周縁層が再び「古くて新しい問題」として議論が重ねられている。その代表的な研究成果として位置づけることができるのが、ヴァカンの *Urban Outcasts: A Comparative Sociology of Advanced Marginality* (2007) である。ヴァカンは、そこで従来の社会的周縁層から「先進的周縁層」という概念を提起し、米国とフランスの貧困地区の社会的排除の状況について、

(1) プロレタリアートからプレカリアートへの労働者階級の不安定層化、
(2) フレキシブルな労働体系に伴う社会不安と生活不安の増大、(3) マクロ経済動向からの機能的離脱、(4) 後背地の「喪失」、(5) 空間的疎外と「場」の「崩壊」、(6) 領域的固定化とスティグマ化(社会的制度への不十分なアクセスや精神的な面でネガティブな烙印を押される状態が強制される)の6点に特徴づけられるとする。フランスやイギリスでの社会的排除論と比較して、ヴァカンの都市周縁層論では、空間的疎外と社会的排除が相互に不可避的に絡まりあうことで、「領域的なスティグマ化」をもたらしていると論じられていることである。以上のような分析を踏まえて、この国でも社会問題化している労働体系のフラグメント化・フレキシブル化により生み出された<不安定労働層>や<失業者層>のスティグマ化の問題を考えるといいだろう。「フリーター」や「ニート」という名指しの象徴暴力も間違いなくその一例である。だが、ここでの<集合的な身体スティグマ化>が、日常居住空間での<領域的スティグマ化>へと接続しているのか、いないのか、それぞれの具体

的なケースをもとに比較検討していく必要がある。

結び：新自由主義（論）再考―貧者の二重統制（社会福祉と監獄励行）

先進的周縁層の形成や領域的スティグマ化による社会的排除は、人々の日々の生活行為によって〈下〉から再生産されるものである（ヴァカン、2007 “Urban Outcasts”）。これらを強力にかつ徹底的に〈上〉から推し進めるのが、新自由主義国家体制であり、本稿では新自由主義国家体制化で刑罰化していく米国の動向を概括してきた。ここで再確認しておくべき歴史的な変化として次の3点をあげておこう。

第一に、都市滞留層の激増である。とくに、1970年中期以降に米国でみられるのは、フォード主義の衰退にともなう安定的賃金労働者の減少とそれと反比例して激増した不安定賃金労働者が増加した。不安定層の増加は、第二に、社会的精神的不安の上昇と蔓延である。そして、第三に、グローバルな資本と労働の流動化である。これらの問題は、生起時期や程度の差はあれ、ヴァカンも指摘するように、先進諸国において共通にみられる歴史的変化であり、近年、わが国でも議論されている問題群である。これらの社会歴史的変化の生産・再生産の駆動要因となっているのが、新自由主義政策下の国家の経済的義務の縮小であり、警察・司法・矯正政策の連動による刑罰体制の強化である。それゆえに、70年代後半以降の刑罰化の歴史的変化を的確に捉えることで、従来の新自由主義論をヴァカンの議論を参照しながら以下のようにまとめることができる。

新自由主義経済体制下での刑罰国家論は、第一に、一方で、デヴィッド・ハーヴェイの新自由主義国家論が、刑罰国家形成の歴史的過程ならびに刑罰国家の現況を看過していること、他方で、ジョック・ヤングが排除型社会の到来を近代から後期近代への社会的移行として論じていることによる新自由主義への政策的転換の視点の欠如、を問題視している。さらに第二に、新自由主義国家の政策展開により、「貧者を調整・統制すること」⁽¹¹⁾から「貧者を処罰すること」へと国家が刑罰化転回を遂げていくこと、それは歴史的にみると、「社会福祉―ワークフェア―刑罰励行」への劇的な移行にあることを警鐘している⁽¹²⁾。一言で言えば、ロイック・ヴァカンの刑罰国家論は、従来の新自由主

Table 1.2 Comparative evolution of correctional and public aid budgets, 1980-1995 (in billions of current dollars) ⁽¹³⁾

	1980	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1993	1995
Corrections (state and federal)	6.9	9.0	11.8	15.8	20.3	26.1	31.5	31.9	46.2
Aid to Families with Dependent Children	10.9	12.1	13.4	14.3	15.5	17.1	20.4	20.3	19.9
Food Stamps	9.6	11.7	13.3	13.5	14.4	17.7	24.9	26.3	27.4

義国家論に見過ごされてきた重要な見地のラディカル見直しを要請しているのである。

最後に、刑罰化した新自由主義国家が貧者を、一方で、刑罰関連施設への収監によって、他方で、社会福祉制度によって調整する両軸で統制してきたこと、さらに、それが80年代以降急激な変化をもたらしていたことを上記の表2の予算支出額の変遷で確認できる。

現代刑罰国家では、社会福祉政策と刑罰政策が、周縁層に対する実践的な施策の両輪として機能する。一方では、「失業者、窮乏者、シングルマザー、「要支援者」達を、雇用の周縁部分へと追いやるための矯正プログラムが提起され、他方では、大都市部の貧困地区で警察機能が拡大され、より目の細くなった刑罰網が敷かれている⁽¹⁴⁾。新自由主義時代において国家の「左手」と「右手」が巧妙に結びつき⁽¹⁵⁾、「貧者」は二重に統制される。それにより、国家の(再)男性化の傾向はさらに強化され、現代刑罰国家が自明のものとして君臨しつつある。「生きられる実験室」としての米国版刑罰国家(論)のグローバル化に対して、的確な距離を示しつつ、この国の新自由主義(論)の再検証を行なっていくことがわれわれに与えられた課題であるといえよう。

[注]

- (1) 本稿の一部は、論座2008年9月号に掲載された拙稿「新自由主義国家と社会的排除——ロイック・ヴァカンの刑罰国家論——」を加筆したものである。
- (2) ミッシェル・フーコー、1975=1977、『監獄の誕生』、新潮社、p.301-303。

- (3) さらに、デイヴィスは、軍需ビジネスを支える軍産複合体と、産獄複合体（監獄・産業複合体）との共生的な関係についても指摘している（デイヴィス、『監獄ビジネス—グローバリズムと産獄複合体』岩波書店、2008、92）。デイヴィスは、米国の監獄制度廃止に対して明確な提言をしている。具体的には、まず、飲酒を非犯罪化した歴史的事例を参考にし、監獄に送りこまれる人口の劇的な削減を効果的にもたらすために、麻薬と売春の非犯罪化を提唱している（デイヴィス、2008、118）。また、非正規滞在者の留置所や裁判所への拘留を廃止、さらには、福祉プログラム解体への対案としての生活賃金保障や地域基盤のレクリエーションセンターの増設などを提唱している。
- (4) 収監人口の激増や短期間での監獄建設等は、社会的な関心・問題事項として話題に上る。けれども、通常、収監された者や監獄内での様相について、多くの人々は直接的な見識を持たない。その際に、少なくない影響を及ぼしているのが、犯罪（ドラッグ抗争、ギャング間抗争、レイプ等性犯罪等）ドラマや、収監後の監獄内の日常を取り上げるドキュメンタリーなどのメディアプログラムである。2009年12月末現在で放映されているTVプログラムの中でも、とくに、刑罰や犯罪に関連する『Lockup』、『Cops』、『Law & Order』、『C.S.I.』、『C.S.I. NY』、『C.S.I. Miami』、『Saving Grace』、『NYPD』、『Dexter』、『Crossing Jordan』、『The Grid』、『Burn Notice』、『The Unit』、『Maigret』、『MI-59』、『9 MM: Sao Paulo』、『Numb 3 rs』、『NCIS』、『Prison Break』、『Bones』、『The Listener』、『Brotherhood』、『Underbelly』、『Rush』、『I.Detective』等。これらのTVプログラムがグローバルなTVコンテンツとして消費されていることも、米国刑罰文化のグローバル化として注意深く分析されなければならない。刑罰・犯罪関連メディアプログラムのグローバルな社会的影響について稿を改めて論じる。
- (5) Source: Bureau of Justice Statistics, *Historical Corrections Statistics in the United States, 1850–1984* (Washington, Government Printing Office, 1986) ; *ibid*, *Prison and Jail Inmates at Midyear 2000* (Washington, Government Printing Office, 2001)
- (6) <http://www.acf.hhs.gov/programs/ofa/tanf/about.html> 2009. 8. 23.
- (7) David Harvey, *A Short History of Neoliberalism* (New York: Oxford

- University Press, 2005) デヴィッド・ハーヴェイ、2007『新自由主義』作品社
- (8) 岩田正美・西澤晃彦編2005『貧困と社会的排除』
- (9) Jock Young, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity* (London: Sage, 1999) ジョック・ヤング、2007、『排除型社会』、洛北出版
- (10) ビエール・ブルデュー、2000『市場独裁主義批判』、藤原書店
- (11) Frances Fox Piven and Richard A. Cloward, *Regulating the Poor: The Functions of Public Welfare*, new expanded ed. (New York: Vintage, 1993, orig. 1971).
- (12) David Garland, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society* (Chicago: University of Chicago Press, 2001). Michel Foucault, *Surveiller et punir. Naissance de la prison* (Paris: Gallimard, 1975), trans. *Discipline and Punish: The Birth of the Prison* (New York: Vintage, 1977)
- (13) Source: Kathleen Maguire and Ann L. Pastore (dir.), *Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1996* (Washington, Bureau of Justice statistics, 1997), p.3; Lea Gifford, *Justice Expenditures and Employment in the United States, 1995*, Washington, Bureau of Justice Statistics, November 1999, p.8; and Committee on Ways and Means, 1996 Green Book, Washington, Government Printing Office, 1997, pp.459, 861, 921. 引用は、Wacquant, L, 2009, “Punishing the Poor: The Neoliberal Government of Social Insecurity”, Duke University Press, p.159)。
- (14) ロイック・ヴァカン著 田中研之輔訳「貧者を罰すること—社会的分極化と刑罰の激増」『論座』(2008、122-132)
- (15) Pierre Bourdieu, “Rethinking the State: On the Genesis and Structure of the Bureaucratic Field,” *Sociological Theory* 12, no.1 (March 1994 [1993]) : 1-19, and idem, “The Abdication of the State,” in Pierre Bourdieu et al., *The Weight of the World* (Cambridge: Polity Press, [1993] 1999), 181-188. Jamie Peck, *Workfare States* (New York: Guilford, 2001)

Table 1.1 Growth of the carceral population of the United States, 1975-2000ⁱ

	1975	1980	1985	1990	1995	2000
County jails	138800	182288	256615	405320	507044	621149
Federal and state prisons	240593	315974	480568	739980	1078357	1310710
Total	379393	498262	737183	1145300	1585401	1931850
Growth index	100	131	194	302	418	509

Table 1.2 Comparative evolution of correctional and public aid budgets, 1980-1995 (in billions of current dollars)ⁱⁱ

	1980	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1993	1995
Corrections (state and federal)	6.9	9.0	11.8	15.8	20.3	26.1	31.5	31.9	46.2
Aid to Families with Dependent Children	10.9	12.1	13.4	14.3	15.5	17.1	20.4	20.3	19.9
Food Stamps	9.6	11.7	13.3	13.5	14.4	17.7	24.9	26.3	27.4

i Source: Bureau of Justice Statistics, *Historical Corrections Statistics in the United States, 1850-1984* (Washington, Government Printing Office, 1986) ; *ibid*, *Prison and Jail Inmates at Midyear 2000* (Washington, Government Printing Office, 2001)

ii Source: Kathleen Maguire and Ann L. Pastore (dir.), *Sourcebook of Criminal Justice Statistics 1996* (Washington, Bureau of Justice statistics, 1997), p.3; Lea Gifford, *Justice Expenditures and Employment in the United States, 1995*, Washington, Bureau of Justice Statistics, November 1999, p.8; and Committee on Ways and Means, 1996 Green Book, Washington, Government Printing Office, 1997, pp.459, 861, 921. 引用は、Wacquant, L, 2009, “Punishing the Poor: The Neoliberal Government of Social Insecurity”, Duke University Press, p.159)。

ABSTRACT

The Penalization of Poverty in the Neoliberal State, U.S.

Kennosuke TANAKA

The social problem in the contemporary U.S is dramatic upsurge of the populations' behinds bars that it currently has the largest documented prison population in the world. The paper focuses on to describe the socio-historical shift from welfare state to workfare state, driven by the political and cultural complexity under the neoliberal regime in the U.S.. As Wacquant (2009) summarized , aiming to remake the nexus of market, state, and, citizenship from above, neoliberalism as a transnational project is not only essentially economic agendas such as labor deregulation, capital mobility, privatization monetarist agenda of deflation and financial autonomous, trade liberalization, and the reduction of taxation and public expenditures. But it is also institutional logics such as welfare state devolution, retraction, and recomposition , the cultural trope of individual responsibility, an expansive, intrusive, and proactive penal apparatus. It is necessary to stress that this penal turn as political project of the neoliberal state U.S. is apparently criminalized the urban poor, even though, the poverty itself is the social problem, but is not the criminal issues.